

児童発達支援 基本単位（定員10人以下の場合）	885 単位
個別サポート加算 I	100 単位
児童指導員等加配加算	186 単位
専門的支援加算	123 単位

上記合計1,294単位に10.96（地域加算）をかけた金額が利用料になります。

加算の種類は下記に記載します。

欠席時対応加算	急病等の理由により急遽利用を中止した場合の費用	94単位/回（月4回まで）
利用者負担上限管理	利用者負担額上限管理対象者のみ	150単位/回（月1回まで）
事業所内相談支援加算	（I）障害児と家庭等に個別で相談援助を行った場合	100単位/回（月1回まで）
	（II）障害児と家庭等にグループで相談援助を行った場合	80単位/回（月1回まで）
関係機関連携加算	（I）保育所等と連携調整、相談援助を行った場合	200単位
	（II）就学前の障害児について就学先の学校と連絡調整を行った場合	200単位
家庭連携加算	あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合	187単位/1時間未満の場合 280単位/1時間以上の場合
	福祉・介護職員 処遇改善加算	厚生労働省の定めた基準に適合した事業所が障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とする
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算		

上記について確認しました。

年 月 日

保護者名 _____ (印)